

議案第 1 0 3 号

四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

四万十町立認定こども園設置条例（平成24年四万十町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「354番地 2」を「388番地」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。